

常務理事	局長	局次長	係員	

法人外異動届

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会 会長
下記のとおり、加入者の法人外異動について届出します。

- この届出は、旧施設・団体で上部の必要事項を記入・押印し、新施設・団体に提出してください。
新施設・団体は下部の必要事項を記入・押印し、共助会へ提出してください。

【旧】施設・団体が記入

以下、【旧】施設・団体でご確認のうえ、レ点チェックし、ご提出ください。チェックがない場合、受付できません。

- ☐ 以下の加入者は貸付金の返済中ではないことを確認しました。
(貸付金がある加入者については、原則、法人外異動はできません。様式第14号の「脱退・貸付金の相殺届」をご提出ください。継続加入を希望される場合、法人外異動には要件があります。事前に共助会へお問合せください。)
- ☐ 新施設・団体の事務担当者へ、以下の事項について事前に確認済みです。
(法人外異動の手続きは、新・旧施設の事務担当者間で行うことが前提です。)
- (1)新施設・団体において当会への加入要件を満たしているかどうか
(共助会への加入要件について施設・団体ごとに規程で定めている場合があります。)
- (2)旧施設・団体、新施設・団体で掛金を納付する月が継続できるかどうか
(法人外異動は、掛金納付がひと月も途切れないことが前提条件です。)

記入日 西暦 年 月 日

施設番号										代表者印(公印)
施設・団体名										
代表者氏名										

加入者番号				加入者氏名						
旧施設・団体での給与月額 *新施設・団体にて確認のため記入	百万				千				円	

転出年月	西暦	20	年	月	末	転入年月	西暦	20	年	月	1日
------	----	----	---	---	---	------	----	----	---	---	----

【新】施設・団体が記入

以下、【新】施設・団体でご確認のうえ、レ点チェックし、ご提出ください。チェックがない場合、受付できません。

- ☐ 法人外異動に伴い給与月額に変更があっても、次の月額算定までは掛金等を変更できません。旧施設・団体の給与月額が引き継がれることを承諾のうえ、法人外異動の手続きを行います。

記入日 西暦 年 月 日

施設番号										代表者印(公印)
施設・団体名										
代表者氏名										

※ 本様式は法人外異動用の届出です。法人内異動の場合は、様式第12号の「法人内異動届」をご提出ください。